

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 島根県

農業委員会名： 浜田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和6年3月1日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

任期满了年月日 令和9年2月28日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	18	18	18

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,010
農業経営体数	1,128

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,356
女性	559
40代以下	236

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	47
基本構想水準到達者	37
認定新規就農者	4
農業参入法人	1
集落営農経営	2
特定農業団体	1
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,739	351				2,090

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,090 ha	513 ha	24.6 %
課題	農業従事者の減少、高齢化等による遊休農地の増加及び農地の分散化により、担い手への農地の効率的な集積・集約化に支障をきたしていることから、農地中間管理事業等を活用した農地利用集積を図る必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 8 年度	集積率	50.0 %
今年度の新規集積面積	532 ha	農地面積(C)	2,090 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,045 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	50.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	242 ha	129 ha	114 ha
課題	高齢化や後継者不在等により管理できない世帯が多く、また大型機械が入らない条件の悪い農地等については担い手への農地集積が難しいため、遊休農地解消の意欲低下に繋がっている。引き続き農地中間管理事業等による担い手への農地集積を進める必要はあるが、集積しにくい遊休農地の解消対策についても推進していく必要がある。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	87 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	17 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	36 ha
--------------------------	-------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄色区分の農地の再生は、現在の状況では非常に困難である。関係機関等(県、市部局、農業振興公社、農業会議、市)と連携し、農業従事者(新規参入者等)へ、遊休農地等の情報を提供し、活用できる体制や荒廃農地の事業を検討する。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者		令和7年度新規参入者	
	2	経営体	0	経営体	2	経営体
	0.5	ha	0	ha	0	ha
課題	初期投資、技術の習得、収益化まで長期間が必要(市場の変動リスク)、地域の特性、人材確保(農業への参入希望者がいない)などの課題があると思われる。行政としても農業新規参入などのPR(メリット、デメリットを含めて)が必要と感じている。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積 **弥栄町 木村 紀行**
三隅町 古田 信

②目標

権利移動面積	令和5年度		令和6年度		令和7年度		平均	
	112	ha	137	ha	105	ha	118	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積					11.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	19	人
			農地利用最適化推進委員の 人数	18	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
R8.8~R8.12	②遊休農地の解消	農業・推進委員の担当区域ごとに、遊休農地の利用状況調査後、戸別訪問や電話による意向把握を行い、緑区分の遊休農地を中心に担い手等へ集積する。 また、農業・推進委員と協力して黄色区分の遊休農地を再確認しながら非農地判断を実施する。
R8.10~R9.2	①農地の集積	緑区分の遊休農地を中心に担い手等へ集積するに努める。 また、新規に遊休農地が発生するのを抑えるため、地区内の農地、耕作者の状況、集積の期間終了等を確認しながら集積に結び付ける。
R8.11~R9.2	③新規参入の促進	農業委員・推進委員・市担当課・事務局で新規参入情報(希望者)を共有し、戸別訪問等を通じて、新規参入の意向確認を行う。また、市等が開催する相談会や空き家バンクなどの定住担当課と連携し、農地の賃借等に関する相談を受ける。(年間)

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2	回
---------------	---	---

開催時期	令和8年10~12月頃	相談会名	農地相談等コーナー
参加者数	10人	開催場所	各地域産業祭会場
相談会の内容	農業委員、推進委員、事務局が各地域の産業祭の実施に合わせ、「農業関係の相談ブース」の設置等を行い、本市農業の制度説明、就農に向けた質問、ビデオ上映、農業者年金の相談、農地相談、農業クイズ等を行う。		
開催時期	年間	相談会名	農業希望者相談会
参加者数	10人	開催場所	市役所、まちづくりセンターなど
相談会の内容	農業委員会の委員、事務局が農業者、農林業支援センターと説明会・相談会等をJAや地域公民館(まちづくりセンター)などで開催する。また、県など関係期間とも協力、新規参入者が相談しやすい支援体制があることをPRしたい。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

—
—

